

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会
電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ（第2回）議事録

1. 日時 平成28年9月9日（金） 9:57～11:28

2. 場所 総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ構成員

相田 仁 主査、池田 千鶴 主査代理、内田 真人 委員（以上、3名）

② 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部営業企画部門長

KDDI株式会社 山本 雄次 渉外部企画グループリーダー

ソフトバンク株式会社 安力川 幸司 渉外本部相互接続部コア相互接続課課長

東北インテリジェント通信株式会社 國井 孝祥 経営企画部長

株式会社ケイ・オプティコム 四方 竜二 技術本部技術運営グループチームマネージャー

株式会社STNet 大東 永典 事業企画部部長

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 田部 龍彦 経営戦略本部事業戦略部
事業企画チームマネージャー

九州通信ネットワーク株式会社 野村 晃彦 経営企画部経営企画グループ長

③ 総務省

巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、影井事業政策課課長補佐、宮野事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、萩原電気通信技術システム課長、杵浦電気通信技術システム課課長補佐

4. 議題

- (1) 電話を繋ぐ機能に関する実現方式及びコスト負担の在り方等について
- (2) その他

○相田主査　それでは、定刻より少々早いですが、皆様お集まりのようですので、ただいまから、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の電話を繋ぐ機能等ワーキンググループの第2回会合を開催させていただきます。本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○影井事業政策課課長補佐

それでは、まず配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料電2-1から電2-3までの3点となっております。もし過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

また、進行に先立ちまして1点お願いでございますが、本日もワイヤレスマイクを使用しており、複数のマイクを同時に使いますとハウリングを起こしますので、ご発言の後にはマイクのスイッチをお切りいただくようお願いいたします。

以上でございます。

○相田主査　資料はよろしいですか。

それでは、議題に入らせていただきます。本日の議題は「電話を繋ぐ機能に関する実現方式及びコスト負担のあり方等について」となっております。本日の進め方ですが、まず事務局から、電話を繋ぐ機能に関する今回のワーキンググループでの検討の視点についてご紹介いただきます。続きまして、事業者間意識合わせの場の事務局であるNTTから、事業者間意識合わせの場での議論の経緯や事業者意見の取りまとめについてご説明いただきます。当該説明について関係事業者の皆様からご発言いただいた後、委員による自由討議を行い、最後に事務局から電話を繋ぐ機能に関する考え方（案）についてご説明いただいて、その後自由討議という形で進めさせていただければと思います。

それではまず、事務局から、資料電2-1、電話を繋ぐ機能に関する検討についての説明をお願いいたします。

○影井事業政策課課長補佐　資料電2-1をご覧ください。まず本資料では、前回のワ

ワーキンググループでの検討の振り返りを含めまして、本日このワーキンググループで検討いただく事項、そして検討にあたっての視点をご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。1ポツ目でございますように、前回7月19日のワーキンググループでは、NTTから複数案の検討モデル、これは11モデルございましたが、これを前提としたコスト試算の結果について報告いただきました。これを前回のワーキンググループでご検討いただきまして、この11モデルの中から、信頼性確保の観点から課題が比較的少なく、そしてコスト試算の合計額が相対的に低い、下の図でいうような、案2、案3-1、案3-4、案4をベースに、地域への張り出しPOIの設置の必要性の有無も含めまして、先行的に検討することを確認いたしました。

この4案につきましては、下の図で確認させていただきますと、案2というのが、POIビルに各社が個別ルータを設置し、個別ルータの間を繋ぎ合うといった個別ルータ方式です。案3-1というのが、POIビルに共用ルータを設置しまして、各社が繋ぎ込む方式です。案3-4がこれに加えて、地域にもルータがあるような張り出しPOIのビルを設置する方式です。そして、案4-1が、POIビルで個別ルータを設置するか、または共用ルータを利用するかを選択できるという、案2と案3-1の組み合わせといった方式、としていました。

なお、上の文章に戻っていただきまして、2ポツ目に書いておりますが、コスト試算に用いた検討モデルについては、このPOIの設置の仕方や箇所数、それから接続方式、あるいは伝送路やルータ等の費用等につきましては、あくまで全体コストを試算するために仮定を置いたものであり、実際の接続方式等とは異なる可能性があることには留意をいただければと思います。

こうしたことを踏まえまして、本日この第2回のワーキンググループにおきましては、POIの設置場所・箇所数、接続方式、コスト負担等につきまして、検討いただくこととしております。

次に2ページ目をご覧ください。本日の検討の視点でございます。まず、POIの設置場所・箇所数、それから接続方式について、検討いただく前提としての視点をお示ししております。まず、1ポツ目でございますが、PSTNからIP網への移行に伴いまして、電話を繋ぐ機能を提供するPOIの数につきましては、これを集約化して全ての事業者が相互接続をすることによりまして、このPOIまでの伝送路や、POIに設置

するルータ等といった通信設備につきまして、集約を図ることが可能となるため、全ての事業者をトータルで見た場合に、現行のPSTNと比較してコストメリットが生じ、経済合理性が高まるといった、経済性、全体最適への観点からの指摘がございます。

また、2ポツ目でございますが、POIの箇所数が集約される場合、その設置場所につきまして、全ての事業者に係る通信トラヒックが相対的に大きなエリアから選定されることによりまして、通信設備の効率性が高まるといった、これも経済性や全体最適の観点からの指摘がございます。

しかしながら、3ポツ目にありますように、POIの箇所数が限定される場合につきましては、以下の①、②、③の点についても留意をする必要があるのではないかとこの視点がございます。①として、各都道府県に設置されているPOIを介して地域内の折り返し通信が可能な現行のPSTNと比較しまして、折り返し通信に係る距離が長くなる場合があるといった、継続性や全体最適の観点がございます。②として、現行の技術基準を踏まえますと、信頼性等の観点から、POIについては地理的離隔が確保された複数個所に設置されるとともに、POIビル及びPOIビルに設置する通信設備につきましては、信頼性等が十分に確保されるよう維持・管理・運用されること、また、POIビルまでの伝送路につきましては、各事業者からPOIまでの伝送路が確実に冗長化されるとともに、冗長化された伝送路の全般にわたりなるべく広い範囲で互いに地理的離隔が確保されていること、これらにつきましては、前回ワーキンググループの事務局資料でお示しをしている内容ですが、信頼性や保守・運用性の観点からのこういった点が重要であるとの観点がございます。

続いて3ページをご覧ください。③として、POIの設置場所によりまして、各事業者からPOIまでの伝送路コストやPOIビルに設置する通信設備の維持・管理・運用に係る困難度等に格差が生じ、事業者によってはコスト負担の増加分が相対的に大きくなる可能性といった、費用負担の公平性、保守・運用性の観点がございます。さらに、POIビルに設置する通信設備、ルータ等につきましては、全国系の事業者は柔軟に設備更改できる個別ルータを希望していますが、他方で、地域系の事業者はコスト負担の低減化のため共用ルータの設置を希望しており、またPOIまでの距離等の制約から自ら維持・管理・運用を行うことが困難であることから、これらを委ねることを希望しているといった、経済性、保守・運用性の観点もでございます。以上が、POIの設置場所・箇所数、接続方式に係る視点でございます。

次に、コスト負担に関する検討についてです。電話を繋ぐ機能のコスト負担につきましては、この1つ目のポツで書いておりますように、6月15日の委員会におきまして、公平性・適正性・透明性等の観点からどう考えるかが重要な課題であることが、前提として提起されております。こうした観点を踏まえまして、コスト負担のあり方につきましては、前回ワーキンググループでNTTから示されたコスト試算結果を踏まえ、まずは事業者間で協議が現在まで進められておりますので、本日のワーキンググループにおきましては、まずNTTから事業者間協議の結果について報告をいただいた上で、検討を進めることが適当ではないか、としております。なお、このNTTによるコスト試算は、前回ワーキンググループで示されたものでございますが、伝送路費用が約款料金で試算されております。こういった点につきましても、相対料金では大幅割引が適用されるなど、実際の調達コストを踏まえた事業者間格差の有無等について留意が必要ではないか、としております。

説明は以上でございます。

- 相田主査　それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様といっても両側にしかいらっしやらないのですが、何かご質問、ご指摘をいただく点はございますか。
- 内田委員　特にございません。
- 池田委員　また後で質問させていただきます。
- 相田主査　それでは続きまして、事業者間意識合わせの場の事務局であるNTTから資料電2-2、事業者間意識合わせの場における議論経緯及び事業者意見の取りまとめについての説明をお願いいたします。
- NTT西日本（黒田）　NTT西日本の黒田です。それでは、2番目の資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。まず、経緯として、これまでの議論のスケジュール等を書かせていただいております。6月29日に事業者間意識合わせの場で、IP-IP接続の繋ぐ機能のコスト試算と信頼性を評価して、先ほど事務局から説明があったとおり、案2、案3-1、案3-4、案4-1の4案について、引き続き費用負担の議論対象とすること、あわせて7月19日の電話を繋ぐ機能等ワーキングに資料提出することで合意いたしました。その内容については、資料1のとおりですが、先ほど事務局から説明がありましたので割愛させていただきます。

その後、7月13日に費用負担に関して、事業者間で1回目の打ち合わせを行いました。その際、我々から6ページの資料2を提示しております。資料2の中で、現行の相

互接続において、事業者が専有する設備はその設備をもっぱら使用する事業者が個別負担し、複数事業者が使用する設備はその設備の使用事業者が使用見合いに応じて負担しています。その実態を踏まえ、IP網移行後においても事業者が専有して使用する設備、具体的には下の絵でいきますと③の伝送路及び④の個別ルータに係る費用は、それをもっぱら使用する事業者が個別負担し、複数の事業者が使用する設備、⑤の共用ルータに係る費用はその設備を使用する事業者が使用見合いに応じて負担するのが合理的であると考えられるが、これについてご意見があればご提示いただきたいということで、まず意見募集させていただきました。

1ページに戻っていただきます。1ページの7月19日を経て、2ページに行ってください。8月3日にIP-IP接続の繋ぐ機能に係る費用負担の第2回目の打ち合わせをしております。7月21日に、先ほど提示した資料2の1枚ものに対する各社の意見をいただいたところ、さまざまな意見が出ました。8月3日には、NTT東西より論点等を提示して、主にPOI伝送路の費用負担のあり方、共用部分の費用負担のあり方、POIビルの設置場所、この3点について議論を実施し、各社にあらためて意見の提示を依頼しております。

具体的にどのような論点を提示したかについては、7ページの資料3をご覧ください。まずPOI伝送路の費用負担については、まず前提条件としてどのような種類・スペックのPOI伝送路を、どのように構築・調達するかは各事業者の自由な選択に委ねられるべきものであること。特定事業者の特定サービスを強制的に利用することを前提とすべきでないことをまず意識合わせさせていただいております。その上で、論点として、まず費用負担の公平性につきましては、POIビルの場所によって事業者ごとのPOI伝送路の費用に差異が生じ、事業者間の公平性が保たれないという意見があるが、これについてはどの事業者とどの事業者の間の何と何の費用の間の公平性を指すか、明らかにしながら議論をしていく必要があるということで、次の8ページ以降、論点を出させていただきます。

(1-1)の論点としては、POIビル非設置地域だけで事業展開をされる地域系事業者と全国系事業者の間の伝送路費用負担の公平性です。例示として書かせていただいたのは、例えば山口のauの携帯電話またはエネルギアさんのMEGAEGG光電話から発信して、山口のNTT西日本のひかり電話に着信するケースを想定します。auさんの場合は、auさんが自ら設置した中継伝送路を用いて山口から大阪まで伝送して、

大阪のPOIでNTT西日本に渡します。NTT西日本はもっぱら他事業者から調達した中継伝送路を用いて、大阪から山口まで逆に戻して伝送することになります。一方、エネルギーさんの場合は、エネルギーさんが自ら設置した中継伝送路を用いて山口から広島まで伝送した上で、他事業者から調達する伝送路を用いて広島から大阪まで伝送と。大阪のPOIでNTT西日本に受け渡して、その後はNTT西日本が同様に戻す形になると思います。このauさんとエネルギーさんの違いは、山口・大阪間の中継伝送路を自ら設置するか、他事業者から調達するかという点でしかなく、その差をもって伝送路費用負担に不公平が生じるとすることは適切でないのではないかという論点を出したところ、他事業者さんから意見が出されていますので、それは後ほど紹介させていただきます。

一部の電力系事業者さんからは、このような中継伝送路費用を全員で出し合って、それを費用按分すべきではないかという意見がございました。資料の9ページをご覧ください。資料の9ページをご覧ください。元々、費用試算のシミュレーションで出していた伝送路は、この黒字の「今回の試算対象」という矢印の入っているところは試算に入っていますが、赤字の「試算対象外」としているところ、各事業者がPOI伝送路の起点のビルまで持っていき、自網の中で持っていき伝送路のところは含まれていません。皆が公平になる議論をしようとする、中継伝送路費用を各事業者が自社で調達したり、つくったりしているものを全て第三者に開示して、第三者が按分計算する方法を採る必要があるだろうと。各事業者から示される中継伝送路費用の適正性が検証できない限り、事業者間の公平性が確保できないと考えられるが、こうした費用開示や適正性のチェックの仕組みを設けることについては、なかなか数字を各社が開示することも含めて、現実的に採るのは難しいのではないかといた論点を出させていただきました。

次のページ、(1-2)です。POIビル非設置地域のみで事業をされている地域系事業者とPOIビルを設置しているエリアのみで事業展開されている地域系事業者との間の伝送路負担の公平性です。例えば、エネルギーさんとケイ・オプティコムさんの場合を書かせていただいております。この場合、各府県のトラヒックをPOIビルが大阪だとした場合、エネルギーさんの場合は広島から大阪まで持ってこなければいけない一方で、ケイ・オプティコムさんの場合は大阪と大阪の間で短い距離で済みます。両社の間では、府県をまたがる、またがらないという違いが生じます。POIビル設置エリアのみで事業展開する、例えば大阪POIビルだとするとケイ・オプティコムさんのほう

が費用面で有利になるという見方があります。P O I 伝送路費用は電話サービスの提供に必要となる中継伝送路費用の一部を占めるに過ぎない、あるいはイーサネットサービスの実勢価格は、距離によって大きな負担があるとは言えないのではないかと。③で二者間の事業者協議によってお互いの接続料原価に含めて、一定程度は料金設定業者から回収できる可能性があること等を踏まえると、費用負担の公平性の観点から許容できない程度の不公平があるとまでは言えないのではないかとという論点を出ささせていただいております。後ほど各社の意見は紹介させていただきます。

引き続きまして、(1-3)でP O I 伝送路を利用する発信側事業者と着信側事業者との関係です。P O I 伝送路費用を接続料原価に含める考え方は、現状の二者間取引の状況を踏まえても、基本的に採り得るものであることを前提とした上で、今後二者間の事業者協議で検討を深めていくことが適当ではないかという論点をこのページにおいては出ささせていただいております。

引き続き12ページです。今回、新たなP O I に集約することによって、一部事業者からP O I 伝送路の部分について費用増分が出るといったご指摘がありました。そういう費用増分について、たしかにその部分では増分があるのですが、他のI P-I P接続化によって生じる効率化効果等も踏まえて、トータルの費用で比較する必要があるのではないかとという論点を出して、各事業者さんと議論させていただいております。

引き続きまして、13ページです。共用部分の費用負担につきましては、共用部分のコスト按分については利用見合いという意味でトラヒック比とする考え方もあります。それを計測・算定するための費用がかさむことも懸念されるため、設定帯域比等、一定の合理性があるものを用いて、効率的に精算を行うことが有用と考えられるがどうかといった論点を出ささせていただくとともに、P O I ビルの設置場所については、Q T N e t さんから「南海トラフ地震による甚大な被害を想定し、P O I ビルの検討にあたっては日本海側地域への設置についても検討すべき」という意見が提示されていることを踏まえ、同社の指摘は信頼性確保の観点からの指摘と考えられますので、仮に信頼性確保の観点で東京・大阪の2カ所で問題ないとした場合、かつP O I ビルが2でいいということになった場合は、トラヒックが集中する東京・大阪以外にP O I を設ける考え方としてはどのようなものがあるかといった論点を出ささせていただいております。

このような論点を出ささせていただきまして、先ほどの2ページに戻ります。8月3日に、8月22日までに各社の意見を出してくださいと申し上げていまして、8月22日

に各社さんからさまざまな意見をいただきました。8月26日には、NTT東西から資料4として、論点別の各社意見を整理したものを提示させていただいて議論をしております。

14ページ以降資料4になりますので、そちらを紹介させていただきます。14ページをご覧ください。まず、論点(1-1)、先ほど申し上げたとおり、POIビル非設置地域のみで事業展開する地域系事業者と全国系事業者の間では、POI伝送路の費用負担について不公平はないのではないかという論点です。これに対して、事業者の数で申し上げますと、「不公平はない」が8社、「不公平がある」が8社、公平／不公平以外の意見が4社で、具体的な各事業者さんの分類は一番下の表になります。

「不公平はない」という意見につきましては、伝送路の費用は各社ごとの設計、調達、運用、事業ポリシー等によって違いが生じる要素も多く、POIビル非設置地域で事業展開する事業者が必ずしも構造的不利があるとは言えない。あるいは、全国系事業者もブロックまたがりの伝送路費用を負担しており、不公平があるとまでは言えないという意見が、「不公平はない」という主な意見です。「不公平がある」といった意見については、地域系事業者と全国系事業者間のPOI伝送路費用負担に大きな差が生じ、不公平があることは否めない。あるいは、全体最適の結果として伝送路コストに差が生じるのであれば、その差は全事業者で応分に負担すべきといったようなご意見をいただいております。

次のページにいきまして、論点(1-2)です。POIビル非設置地域のみ地域系事業者とPOI設置エリアのみ地域系事業者との間で、POI伝送路費用負担についてわずかに差は生じるものの、許容できないような不公平があるとまでは言えないのではないかという意見です。これに対して、「許容できないような不公平はない」が8社、「許容できない不公平がある」が4社、公平／不公平以外の意見がこれは重複する方もいらっしゃいますが7社、意見なしが1社ということで各社から意見をいただきました。「許容できないような不公平がない」という意見につきましては、イーサネットサービスの実勢価格は距離によって大きな差異はないと認識しており、許容できないような不公平はない、あるいは差分は網使用料の中で吸収すべきであり、現状と同じであるため問題ない。「許容できないような不公平がある」という意見としては、POI設置エリア事業者とPOIビル非設置地域のみで事業展開する地域系事業者の間では、距離の違いにより数倍程度の費用差があり、一概に許容できるとは言いがたいといったご意見

をいただきました。

16ページは少し飛ばさせていただきます、17ページ、論点(1-3)です。POI伝送路費用を接続料原価に含める考え方というのが、基本的に採り得るものであることを前提に、今後二者間協議で検討を深めていくことが適当ではないかという論点を出させていただきました。これにつきましては、「賛同」15社と、反対する事業者さんはいらっしゃいません。賛否以外の意見が5社から出ております。賛同する意見では、伝送路費用を接続料原価に含めて他事業者に応分負担するよう求める方法は、現状のPSTNにおいても、各事業者の判断により行われているところであり一定の合理性があると。接続料の適用の考え方や接続料水準については、2社間の事業者協議にて議論することが適当といった賛同の意見をいただいております。賛同していただいているのですが、いろいろ留意すべき事項として意見をいただいております。網使用料で回収する場合、通常の網使用料より高額となることにより、相手事業者との間の合意が取り難い状況になると想定されるため、何らかの事業者間の取り決めが必要ではないかといったご意見をいただいております。

18ページでございます。論点1の(2)は、POI伝送路の増分費用にのみ着目するのではなく、効率化効果等も踏まえたトータルの費用を比較する必要があるのではないかという論点になります。いただいた意見としましては、POI伝送路に係る増分費用だけでなく、効率化効果等も踏まえて比較すべきではないかというものでした。ただ一方で、効率化効果の算定自体が不可能と考えられるし、また算定できたとしても数値の正当性・妥当性の判断が難しいと。あるいは、効率化効果を検証するために、全事業者が費用を開示してその適正性をチェックすることは難しく、何をもって現状とするのかの特定も極めて難しいと。こういうことをトータルで比較する必要はあるのだけれども、なかなか比較することは難しいといったご意見を全体としてはいただいております。

論点1の(2)の19ページは割愛させていただきます。20ページにいきます。共用部分の費用負担について、設定帯域比等、効率的に精算を行うことが有用と考えられるということで、これについては全社に賛同をいただきました。設定帯域比等で精算することに賛同、合理的な按分方法を今後引き続き検討すべきというご意見を各社さんからいただいております。

21ページにいきます。POIビルの設置場所について、トラヒックが集中する東京と大阪以外にPOIビルを設けることが適切とする考え方としてはどのようなものがあ

るかでございます。「東京と大阪に設置することが合理的」が15社、そのうち「経済合理性があるなら」という前提で、先ほどの4案がありました、そのうちの「張出しPOIの案3-4を適用することや、あるいは二者間の直接接続をすることも検討すべき」という意見が4社、意見なしが5社でございます。全体といたしまして、東京・大阪を否定する意見はなく、信頼性や関連費用の懸念から張出しPOI等の補足意見が提示されました。東京・大阪に設置することが合理的というご意見としましては、東京・大阪同時にPOIビル障害が生じることは、想定しにくいこと、また、需要の大きい地域は、さまざまな多方向からの線路ルートが構築されるため、信頼性の観点からも東京・大阪が望ましいといったご意見、トラヒック量の多い東京・大阪とする考え方は合理的というご意見、信頼性が確保されるなら東京・大阪でよいと。また、経済合理性があるのであれば、案3のような張出しPOIや各地域ブロックにおける直接接続などの形態も検討の余地があるというご意見をいただいております。

このトラヒックの多い東京・大阪とする考え方は合理的というところについて、23ページで補足の資料として、実勢のトラヒックデータを入れさせていただいた資料を用意しております。上の表が都道府県間の通信回数構成比で、発信・着信ともに東京都・大阪府が1番目、2番目となっております。下の表の通信時間の構成比につきましても、同様に東京が1番、大阪が2番となっております。

このような意見を踏まえまして、2ページにまた戻っていただきます。8月26日に各社さんから論点を出していただいて、まとめた資料に基づいて議論をしたわけです。その8月26日の議論の中で、NTT東西、事務局で事業者間の取りまとめ案を8月29日に一旦提示させていただいて、31日までに修正意見を提示いただくように依頼をして、取りまとめの作業に入っております。実際、次の会合を開いたのが9月2日の第4回目の打ち合わせで、8月29日に提示した取りまとめ案に各社の修正意見を反映しました最終案を提示して、そこで議論しました。議論を踏まえ、一部修正を加えて取りまとめ資料6を確定しております。その資料を本日のワーキングにご提示することで9月2日に合意しておりますので、24ページ以降の資料6についてご説明をさせていただきます。

まず、論点1です。先ほどの論点の整理にしたがってまとめております。まず、POIビルの設置場所による公平性についてです。課題認識といたしまして、地域系と全国系の間で費用負担の差があり、不公平が生じるという意見がありました。事業者間で議

論した結果、課題があるのは地域か、全国かということではなくて、P O I ビル設置地域でサービスを提供する事業者とP O I ビル非設置地域でサービスを提供する事業者との間で、P O I 伝送路の距離の長短による費用の差異による不公平が生じ得るという点に議論が収斂いたしました。これを課題1としております。

具体的にはP O I 伝送路の費用負担について、現時点の市場環境下ではP O I ビルの設置両地域、東京・大阪になろうかと思いますが、東京・大阪のみでサービス提供する事業者が最も有利になり、ついでP O I ビル設置地域と非設置地域の両方でサービス提供する事業者が有利、さらにP O I ビル非設置地域のみでサービス提供する地域系事業者が最も不利になるという意見が示されました。

一方で、I P ベースの伝送路については距離の長短における影響を受けにくくなっている、P O I 伝送路の調達方法としてもさまざまな選択肢がある中、P O I 伝送路の距離の長短の差異に着目する必要はないのではないかという意見、上記の費用負担の差異を定量的に測ることは困難という意見、またI P - I P 接続への移行後の時代においてもなお不公平が生じているかどうか見通すことは困難であるという意見が示されました。

25ページにいきます。事業者間で議論を深めていく中、先ほど申し上げた意見1、事業者間で差があるという意見、これは否定することはできないということで、事業者間の認識はまず一致しました。その上で、I P - I P 接続への移行後の時代において、P O I 伝送路の費用負担の差異による不公平が認められる場合には、それを解消する方策として、P O I ビル設置地域でサービス提供する事業者とP O I ビル非設置地域でサービス提供する事業者との間で、不公平が生じ得ることを全事業者の共通認識として確認した上で、P O I 伝送路の費用について接続料原価に含めることを採り得ることを前提に、二者間で真摯かつ丁寧に事業者協議を行っていくことが適当ではないかという提案が行われました。

一方で、二者間の事業者協議に委ねると、各事業者の事業規模、交渉力の違い等によって、P O I 伝送路の費用負担の差異による不公平が生じている場合でもそれが解消できない課題が懸念されるという意見が示されました。これが課題2です。

26ページにいきます。課題解決の方法の取りまとめとして、こうした先ほどの課題1、課題2を踏まえまして、事業者間で議論した結果、先ほどの前ページの下から2ポツ目の提案につきましては、各事業者がP O I までの伝送路を含むネットワークを構築し、相互に接続料を支払い合う関係にあるという既存の接続料負担の原則から逸脱する

ものではなく、各事業者が上記の事業者間の共通認識を尊重し、現行の法制度のもと事業者間協議の円滑化に関するガイドライン等にとつて、事業者間で真摯かつ丁寧に協議を行うことにより、こうした課題を解決することは可能であり、P O I 伝送路の費用のみを取り出して新たな法制度に基づく費用按分ルールを設ける必要性は認められないということで、事業者間の認識が一致しました。

今後、事業者間で事業者間精算の方法のあり方などの検討を進める中で、必要に応じて今回の提案についての検討を深めることとし、また当該検討を通じて今回の提案以外により有効な案が事業者間で見出された場合は、その案を採ることが否定されるものではないという点で、事業者間の認識は一致したということで取りまとめを行いました。

論点1(2)の現状との費用比較については、27ページで取りまとめをしております。本論点については、当初事業者間協議において、P O I ビル非設置地域でサービス提供する事業者の場合、新たにP O I ビル設置地域までの伝送路を用意する必要があるところ、P S T Nマイグレーションの前後で、当該費用見合いが増えることで公平性を欠くことになるのではないかという意見があったことを踏まえて、論点として提起したものです。

事業者間で議論した結果、当該論点については、P O I 伝送路の費用が増加することのみに着目するべきではなく、I P - I P 接続化によって各事業者に生じる効率化の効果等も踏まえて、トータルの費用を捉える必要があるということで認識が一致したものの、多くの事業者からトータルの費用の増減を定量的に捉えることは困難であるという意見が示されました。

本論点は、P S T Nマイグレーションの前後における費用増減による公平性に係る懸念に起因するものでありましたが、先ほどの論点1の(1-1)から(1-3)に係る事業者間の議論を経て、それら論点に収斂し、当該論点の課題が解決されれば、本論点の課題についても解決されるということで、事業者間の認識が一致いたしました。

28ページ、最後の論点です。論点2、共用部分の按分方法です。共用部分の費用按分については、設定帯域等一定の合理性が認められるものを用いて効率的に精算を行うことが適当であり、具体的には今後事業者間協議において検討を深めていくことで事業者間の認識が一致しました。

論点3、P O I ビルの設置場所です。全事業者が接続するためのP O I ビルの設置場所については、信頼性の観点で問題が認められないことを前提に、東京・大阪の2カ所

とすることが適当であるということで事業者間の認識が一致しました。また、その際に張出しPOI、注釈にございますとおり、先ほどの案3-4の形態でございます。張出しPOIを設置する場合には、事業者間意識合わせの場に参加している事業者間の合意が必要であることが確認されました。二者間の事業者間協議において、経済合理性や信頼性等の観点で双方が合意する場合は、任意の場所において二者間の直接接続をすることが可能であることも確認されたということで取りまとめとしております。

以上、少し長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

○相田主査 ありがとうございます。この内容についてご質問等もあるかと思いますが、先にこのただいまのNTTさんからのご説明に対して、関連事業者様から追加でご意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。1社あたり3分以内で事務局から時間割をいただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、KDDIさん、ソフトバンクさん、それからこちらに来て東北インテリジェント通信さんから座席順で順にお願いしたいと思います。まず、KDDIさんからお願いいたします。

○KDDI（山本） KDDIです。先に結論を申し上げますと、ただいまNTTさんからご説明いただきました事業者間協議の集約事項、あるいは合意内容につきまして、弊社としましてはこれを賛同しサポートするという立場でございます。

協議の過程を振り返りますと、現在全国各地にあるNTT東西さんのPOI、これを集約・統合することによって、誰が費用負担が増えるのか、あるいは誰が有利になり、あるいは不利になるのかを、さまざまな立場からさまざまな考え方が示されたわけです。これでほんとうに溝が埋まるのかと、ここに参加した事業者の誰もがおそらく不安といえますか、危機感を抱きながらこの夏場の協議を進めてきたと考えております。

そういった中で、立場の違いなどを乗り越えてそれぞれの事業者が歩み寄って、こういった形で合意に至ったことは大変意義のあることであると考えております。特に、追加的な伝送の費用負担が発生すると、電力系事業者さん、あるいは事業区域がPOIから離れたところで事業が行われている事業者さんから懸念が示されたわけです。そうした懸念やあるいは課題の解決方法につきましても、関係事業者の間でその認識を共有することに至ったわけですので、弊社としましてもそれを踏まえて、今後誠意を持って対応していきたいと考えております。

簡単ではありますが、以上でございます。

○相田主査　それでは、ソフトバンクさん、お願いいたします。

○ソフトバンク（安力川）　ソフトバンクでございます。弊社もKDDIさんと同じように、結論的には私どもの意見も盛り込んでいただきましたし、各社さんの意見も大分盛り込んでいただき、最終的にはサポートする、賛同するということでございます。

特に、今回の論点のあった地域系事業者さんで、コスト的に不利になる可能性があるところがきちんと認められた点や、その課題の解消としてACという既存の枠組みの中で解消できるでしょうと合意が見られたのは本当によかったです。

一方で、今後多分懸念として挙がってくるところに関しては、ACの設定に対しての交渉力の違いで、うまく協議が整わないケースが出てくるのはこれは十分に考えられます。具体的には、ソフトバンクですらNTTさんから3年ぐらいACを払ってもらっていない案件があったり、実際にあります。弊社ですらと言ったらおこがましいですが、弊社の交渉力をもってしてもといったら言い過ぎかもしれませんが、なかなか妥結しないというケースが現在の枠組みの中でもあるわけです。ここはNTTさんも含め、我々も含めて真摯に今まで以上にきちんと対応していくことが必要になるだろうというところです。

以上です。

○相田主査　それでは、東北インテリジェント通信さん、お願いいたします。

○東北インテリジェント通信（國井）　トークネットでございます。今回の取りまとめにつきましては、特にPOIの伝送路の費用負担についていろいろ議論させていただいて、結果的に我々としては、我々のような地域で電話サービスをしている事業者の意見も取り入れていただいたと認識しております。

具体的には、POIビルを東京と大阪に置くということで発生する費用の不公平については、特に全国系の事業者さんと最初は認識の違いがありました。不公平はあることを認識していただいて、マイグレーション後の接続料の協議の際には、そのコストについて接続料の中に、原価に組み込むことも認めていただいたと感じておりますので、そこはよかったと感じております。

PSTNマイグレーションについては、今後もいろいろな課題をこの事業者間で話し合っていくことになると思います。我々としては当然電話サービスというのは、シビル・ミニマムなサービスだと考えていますので、前向きに議論させていただきたいと思っています。電話サービスについても、地域で継続していきたいと考えております。先

ほどソフトバンクさんからアクセスチャージのお話がありましたが、我々のような小さな会社の声にも、特に全国系事業者さんは耳を傾けていただけると非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○相田主査　それでは、ケイ・オプティコムさん、お願いいたします。

○ケイ・オプティコム（四方）　株式会社ケイ・オプティコムです。全体を通しては先ほどKDDIさん、ソフトバンクさんからありましたとおり、事業者間で取りまとめできたことについてはよかったと思っております。

前回のワーキングで弊社から、各社が一時負担したものはどのようにして事業者間において料金回収をできるかが大切だということで意見をしておりました。その点で、NTTさんの資料にあった論点1（1-3）、論点2で少しだけ。論点1（1-3）ですが、音声通話に係る接続は各事業者がネットワークを構築し、利用者同士が双方に通信を行うためにネットワークを接続する場合には、双方に接続料を支払うという関係に立つという音声接続の原則が、IP化後も引き続き保証される事であれば、事業者間の公平性は確保できるのではないかと考えております。それが取りまとめ資料のとおりです。

ただ、各事業者の事業規模、交渉力の違いによって、保証されないようなケースが懸念されます。引き続き、総務省さんの事業者間協議の円滑化に関するガイドラインに基づいて、各事業者が真摯かつ丁寧に協議していくのは、取りまとめ資料の通り、当然のことと思います。今後、事業者間精算のあり方について、検討を進めていく中でIP化を見据えて新たな課題が出た、または取りまとめ資料にもあったように、今回のAC方法以外の提案がもし新たに見出せるような場合については、このガイドラインについてもブラッシュアップしていただく検討をお願いしたいと考えております。

論点2の共用部分の費用負担の按分です。これは一定の合理性が認められるものを用いて精算を行うのは、NTTさんの資料のとおりです。事業者間協議の円滑化に関するガイドラインにも記載されていますように、網改造費用の按分方法については、利用の頻度が少ない事業者にとって著しく不合理な費用負担の按分方法とならないよう留意することと定められております。今後具体的な検討を進めていくのですが、この点を十分留意して事業者間においても検討を進めていく必要があるのではなかろうかと考えております。

論点1-3でお話しましたように、論点2においても、事業者間で協議を進めていく

中で、事業者間協議の円滑化に関するガイドラインに盛り込むようなことが出てくれば、その辺りについてもブラッシュアップを検討していただければと考えております。

以上です。

○相田主査　それでは、STNetさん、お願いいたします。

○STNet（大東）　STNetです。今回の討議におきましては、私ども地域事業者の声につきましても一定程度反映いただけていると認識しております。その上で、2点ほど意見及び感想になりますが、申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目としましては、今回の事の発端は、これまでPOIが全国にありましたが、それが全体最適ということから、今の案では全国2カ所に集約されることに起因したものと認識しております。その上でPOIが集約されることに伴いまして、私どもとしましてはPOIから事業者までの距離の違いにより事業者間で費用負担の不公平が生じることをこれまで再三主張させていただいておりました。それにつきましては、この議論におきまして不公平について各事業者さんで一定のご理解をいただけたものと理解しております。

なお、本日のワーキングの中でも補足説明がございましたが、POIまでの伝送路切断等の対策につきまして、伝送路全般におきましてなるべく広い範囲で地理的離隔を確保されることが求められております。我々のようなPOI設置地域に設備を持たない地方事業者におきましては、こういった信頼性対策の観点からも、一般的な費用以外にさらに費用負担が発生し得ることも、皆様方に改めてご認識いただければと思っております。

続きまして、2点目でございます。今回伝送路の費用負担差があるということで、その差については網使用料、即ちアクセスチャージで回収することで事業者間協議の議論の中でも改めて検討されていくのではないかと考えております。そういった議論の中で、今後さまざまな取組み内容が出てくるものと考えておりますが、こういった議論の内容が実際に適用されてまいりますのは、おそらく今後さらに5から10年後の世界ではないかと考えております。おそらく現在議論をされております関係者の皆様方、私も含めて大半がその時点では入れ替わっているのではないかと考えております。こういった議論された内容が形骸化することなく、各社様、私どもも含めましてきちんと引継ぎしていただき、対応いただきたいと思いますと思っております。

以上、2点でございます。

○相田主査 ありがとうございます。では、続きましてエネルギー・コミュニケーションズさん、お願いいたします。

○エネルギー・コミュニケーションズ（田部） エネルギー・コミュニケーションズの田部でございます。弊社からも2点意見を述べさせていただきます。1点目は、P O I 伝送路の費用負担の公平性に関する意見、2点目はP O I 伝送路費用の不公平性の解消方策についての意見です。

1点目のP O I 伝送路の費用負担の公平性です。現在地域系事業者は、N T T東西様と各都道府県で相互接続をしております。仮にP S T Nマイグレーションに伴い、各都道府県での接続から東京・大阪の2カ所にP O I が集約されますと、P O I ビル非設置地域エリアの事業者におきましては、P O I 伝送路費用の負担が増加する影響がございます。この点が公平ではないと考えております。その理由は、東京・大阪の2カ所にP O I が集約されますと、仮に地域事業者の業務区域内にP O I が設置された場合と比較して、東京・大阪までの伝送路費用が新たに発生することとなるためでございます。

2点目のP O I 伝送路の不公平性の解消方策についてでございます。結論から申しますと、現実的に採り得る方策という観点から、先ほど事務局様からご説明されました事務局案に賛同をいたしております。これまでの経緯を若干補足させていただきます。

当初、弊社は1点目に申し上げました公平性を解消するために、P S T Nマイグレーションにより、費用負担の減る事業者が費用負担の増加する事業者の費用の一部を負担するというスキームを提案をいたしました。しかしながら、事業者間意識合わせの場において、各社が費用を開示して、かつ費用の適切性をチェックする仕組みをつくることは現実に採り得ることだといえないのではないかとのご意見をいただきました。たしかに、各社とも公開できる情報には限界がございます。これらを考慮しますと、事務局様の案が現実的に採り得る方策であると判断した次第でございます。

以上が弊社の意見でございます。

○相田主査 それでは、続きまして九州通信ネットワークさん、お願いいたします。

○九州通信ネットワーク（野村） 九州通信ネットワークの野村でございます。皆様の意見と繰り返しになる部分もございますが、弊社の意見を述べさせていただきます。

まず、論点1についてです。今回事務局であるN T Tさんからの提案は現実解としては許容できると考えておまして、賛同いたします。弊社は繋ぐ機能は事業者間の公正な競争基盤として整備されるべきであると主張しております。今回経済的な全体最適の

結果としてP O I が集約されたのであれば、P O I 設置地域を営業エリアとする事業者、それからそうでない事業者とでは、P O I 伝送路コスト負担に不公平があると、それは解消されるべきであると主張してまいりました。今回全事業者でコスト負担に不公平があるという認識を共有できたことは評価できると考えております。

そのコスト負担の解消法ですが、本来繋ぐ機能の趣旨からすれば全事業者で繋ぐ機能の利用料に応じて負担すべきであると思います。議論を進める中で、個社の調達コストは開示が難しい。また、共同調達であればコストは透明にはなりますが、品質、それからその調達コストが高止まりする懸念があるという意見にも納得ができます。

その結果として、今回伝送路コストに不公平があることを全事業者が認めていただいた上で、伝送路は個社調達、今後の二社間のA C 協議の中で不公平の是正を図ることはこの事務局案でよいと考えております。ただ、ソフトバンクさんなどからご指摘がございましたとおり、事業者規模、それから交渉力の差が懸念があることも、今回事務局案の中に含めていただいておりますので、特に問題はないのではないかと考えております。

論点2については異論はございません。論点3についてですが、経済的な合理性があるのであれば、今後張出しP O I、それから直接接続なども検討すべきであると考えております。

以上でございます。

○相田主査 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明や関係事業者からのご発言を踏まえまして、委員の皆様からご意見をいただきつつ、質疑応答・意見交換等をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○内田委員 ありがとうございます。まず、事業者間の皆様の中で合意がとられたことは大変喜ばしいことだと思っています。ある種の紳士協定と思われるところもありますので、関連する事業者さんの間で今後適切に取り組んでいただきたいと思っております。結果として大がかりな制度変更をする必要がなくなったということで、これも心配をしておりましたが、非常に現実的な方向性で落ち着いたのではないかと思います。

繰り返しになりますが、委員という立場から注目をした点について、幾つかコメントをさせていただきたいと思います。資料の11ページ目、(1-3)の点が私としては非常に重要だったのではないかと考えています。このような考え方が出てきたことが非常に意義が深かったのではないかと考えています。これは既にさまざまな事業者さんか

ら意見が出ていますが、業界内でのある種の力関係のようなところから、不都合が今後生じてしまったりしないようにしてほしいと。もしもそのようなことがあった場合には、非常に問題ですので、この点はお願いです。総務省さんでもきちんと然るべき対応をとって注視していただきたいと思っております。情報公開の程度についても、なかなか難しいことがあるのではないかとということもありました。その点も総務省さんで不都合が生じないように配慮をしていただきたいと思っています。

この（1-3）に関しては、今回関連する現存する事業者さんの中での議論だったかと思えます。今後新規参入といったようなことが可能性としてゼロではないということ踏まえまして、このような観点があると、接続料原価に含めて事業者間の精算で対処するという取り決めがあると新規参入もしやすいのかと、可能性として排除されないかということがありました。その点、この（1-3）を私は非常に重要視しています。

それから、張出しPOIの点です。経済合理性があるのであれば、検討する余地もあるのではないかとのお話でした。もちろん、そうだと思いますが、一方で技術的観点と申しますか、トラヒックエンジニアリングの観点から必要であると。そのようなことをすることによって、品質が高まる、効率性が高まることがあるという技術的な合理性もぜひ考慮していただきたいと。単純にこの経済的な合理性からだけではなくて、技術的な合理性も加味していただきたいと思っています。

とりあえず以上です。

○相田主査 では、池田先生。

○池田委員 いくつかコメントさせていただきます。まず、NTTさんにご説明いただいた資料の26ページで確認されましたように、POIの伝送路費用のみを取り出して、大がかりな法改正などが必要な新たな法制度に基づく費用按分ルールを設ける必要は認められないという点で、事業者の皆様方で認識が一致できたことについて、大変良かったと思います。4月の事業者ヒアリングの際にご意見を伺って以来、この対立点は解消できるだろうかと心配しておりました。

なぜ良かったかと言いますと、既に事業者の皆様が言及されておられましたが、調達のあり方について各事業者で工夫ができるのであれば、なるべく各事業者の皆様の創意工夫によって調達の工夫などをぜひやっていただきたいと考えております。新たな技術革新が起こってコストが削減できるなど、敏感に新しい技術を取り入れることが可能であるようにするためには、おそらく新たなかつちりした法制度をつくるよりも、各事業

者さんの自由な経営判断で創意工夫していただくのが良いのではないかと考えています。

また、新たな法制度をつくるのが難しい点として、各社の調達コストを互いに開示し合う必要があるがこれを実現させることは難しいのではないかと指摘はまさにそのとおりです。皆様方は競争者、ライバル同士ですので、ライバルが互いに自己の費用を見せ合うことは、競争を無くしてしまう方向に働きますので、このような解決策は採り難いというのはそのとおりだと思います。

新たな大がかりな法制度をつくらない代わりに、調達のコスト差があったり、あるいは信頼性の確保のため地理的離隔を十分に取るという必要があるということで、信頼性の確保のために係るコスト差があり得ることを認め、アクセスチャージで回収し合うというルール・方向性になったこと、コストをアクセスチャージで回収し合うという共通の認識が事業者間で持たれたことは大変良かったと思います。

複数の事業者の皆様がご懸念されていた、交渉力の格差によってアクセスチャージで十分にコストが回収できないのではないかとのご懸念は十分に理解できます。新たな法制度を設ける解決策を採らないという決断をしたわけですが、しっかりアクセスチャージで費用を回収できるようにすること、まさにこの点が今回の解決策の胆だと思います。総務省におかれても事業者間協議の状況を十分に注視していただいて、また必要があればガイドラインの改正をお願いしたいと考えています。

次に、張出しPOIの点です。トラヒックが多い場所として東京と大阪の2カ所、それ以外の場所をつくる場合にはどういう理由があるかということが議論されていると認識しました。その中で経済合理性、あるいは先ほど内田委員がおっしゃった技術的な合理性、あるいは信頼性の確保が判断要素としてあるように思いました。

これに関連して質問させてください。事務局にいただいた資料、電2-1のスライド2のところで、PSTNの時代は各都道府県にあって、地域内折り返し通信が可能であったけれども、集約すると折り返し通信にかかる距離が長くなる場合があることをどう考えますかという問題提起の後に、継続性という視点が書いてあります。この継続性の視点は、前回のマイグレーションに係る概括的な展望を受けて議論された答申の中で記載された3つの基本的視座に由来するのではないかと思います。この継続性の視点は、当時どのような文脈で議論されていたのでしょうか。継続性は大事だとは思いますが、でもそれは文脈にもよるのではないかと考えております。当時の状況を教えていただければと思います。

○相田主査　　ただ今の件について、事務局から何かございますか。

○安東事業政策課調査官　　2011年のマイグレーション答申において、池田委員のおっしゃるとおり、継続性の観点も3つの視座の中で位置づけています。今後のマイグレーションにあたっての考え方、視座という点でございます。この継続性に関しては、当時事業者間でも意見がございました点を踏まえております。それはPSTNにおいて提供されてきた各種サービス機能について、移行に伴いどのように維持をしていくのか。これはユーザーサービス、接続メニュー両方についてでございますが、どこまで継続して考えていけばいいのかという点でございます。また、移行する場合においても、現在の利用形態を維持できるようにするための環境づくりや、利用者に過度の追加的な負担がないようにという点なども考慮された概念でございました。

また、競争事業者との関係で申しますと、IP網への移行、また利用者利便の向上を促進する観点からは、移行にあたってNGNが一定のハブ機能を担うことも考えられるという意味での継続性も書いております。その点を加味いたしましてご質問にお答えしますと、これまで県内、地域内で折り返しができたものが、今後は2POIに集約するという事業者からのご提案の中で状況が変化していくことについてどう考えるのか。これについては、利用環境をどう維持できるようにするのかという観点での問題提起でございます。

○相田主査　　よろしいですか。

私から、まずは夏休みの間、継続的に熱心に意見交換をいただきまして取りまとめをいただいたということでもって、敬意を表したいと思います。それから、結果的には基本的に既存の枠組みでということ、あまりこれがために新しい制度を入れる必要がないという点では楽になったのかと思っております。

それで、私から1点、確認という意味で質問させていただきます。NTTさんからいただいた資料のスライド24枚目の真ん中のポツのところ、「POIビル設置両地域のみでサービス提供する事業者が最も有利になり」と、この言葉の意味がとりにくいです。「両POIビル設置地域が既にサービス区域内である事業者」とこういう理解でよろしいですか。

○NTT西日本（黒田）　　両POIビル地域だけでやっている事業者、実際具体的に東京と大阪だけでやっている方は見当たらないのですが、概念として東京と大阪だけでやっている人がいるとしたならば、その人が一番有利でしょうと、そういう整理です。

○相田主査　　だとすると、ただその事業者さんは東京と大阪との間の通信サービスはやっていないという想定ですか。

○NTT西日本（黒田）　　概念としてはそういう整理で、こういうものを並べて頭の体操として整理しましたということでございます。具体的にどの事業者さんがどのパターンの事業者だと想定して書いているわけではございません。

○相田主査　　概念的にそういう東京だけ、大阪だけ両方やっている人がいたらという、そういう想定でしょうか。

○NTT西日本（黒田）　　そうです。

○相田主査　　はい、わかりました。

それから、先ほどもありましたPOIまでの距離があって、あるいはそのサービス区域であるかないかというところが、結局私の理解だと今も出てきた折り返しということで、遠くの方に繋ぐのであれば、先ほどの資料にもありましたようにどちらにしても運んでいかなければいけないので、それを自前で設置するのかどうかということと同じに見えるわけです。ほんとは近くで繋ぎたいのに、一旦POIまで行って戻ってこなければいけないことが余分なコストに繋がり、結局は競争力に繋がる可能性があることという理解とします。

だとすると、結局POIまでの伝送路費用が、基本的には相互接続のみに必要な機能ということで、これも頭の体操のあれですが、自網内のユーザーに課されるべき料金ではなく、もっぱら他網に繋ぐ際、あるいは他網からかかってくる際にのみ必要な費用で、それをまたどう計算するのかはいろいろな考え方があります。

結局、自網ユーザーに課すべきではなく、もっぱら相互接続で回収すべき費用にあたりと理解して、これから接続料の算定のときに交渉するという考え方でよろしいですか。これは総務省さんにまずお伺いした方がよろしいですか。

○安東事業政策課調査官　　事業者間意識合わせでの議論を前提としますと、そのとおりだと理解しております。

○相田主査　　NTTさんはよろしいですか。

はい、他に何かございますか。あるいは、ただいまの私ども3人の意見について、事業者さんから追加でいろいろなご意見等ございますか。

○池田委員　　今の相田先生の問題意識について、なぜ自網のお客さんには負担させなくていいという整理になるのでしょうか。お互いに請求し合うから、結局お互いさまであ

るというように考えるのですか。

○相田主査　ごめんなさい。自網のユーザーはもちろん他網にかけるときには、理想的形態よりかは少し余分にコストを払わなければいけないことで負担いただいているわけです。自網ユーザーが一切負担しないことではないです。自網内で通信している場合に使っていないということでは、そこにチャージすべきはないとそういう意味です。

○池田委員　なるほど。

○相田主査　事業者さんから何かございますか。他に、追加でご意見等ございますか。

それでは、これらの事業者からの取りまとめ等を踏まえまして、事務局で「電話を繋ぐ機能に関する考え方」ということで、資料電2-3をおまとめいただいておりますので、これについてご説明をお願いいたします。

○柳迫料金サービス課課長補佐　それでは、資料の電2-3「電話を繋ぐ機能に関する考え方(案)」について紹介します。この資料につきましては、最初に事務局から紹介した検討の視点、そして先ほどNTTさんから説明のありました事業者間の合意の内容、それらを踏まえて事務局としてPOIの設置場所・箇所数/接続方式/コスト負担に関する考え方案をまとめたものでございます。

1ページをお開きください。最初にPOIの設置場所・箇所数/接続方式です。POIの場所、数につきましては、先ほどNTTさんからご報告がありましたとおり、事業者間の意識合わせの場において、信頼性等の観点から問題がないことを前提に、全国的に見て通信トラヒックが相対的に大きな東京と大阪に設置することが合理的であるという考え方がまとめられました。これは事業者間での整理として、トータルで見た場合の経済合理性や信頼性を踏まえたものでございます。これは事業者間の合意ですので、事務局として特に否定するものではございません。

ただし、接続につきましては、電気通信事業法第32条の接続応諾義務がございます。今後も多様な通信形態に柔軟に対応する観点から、さらなるPOIを設置することは当然排除されないと考えます。

次に信頼性確保の観点から、POIの設置場所・箇所数につきましては、一定の地理的離隔が確保された複数個所であること、そして、POIまでの伝送路が確実に冗長されるとともに、冗長化された伝送路の全般にわたり、なるべく広い範囲で互いに地理的離隔が確保されることが適切に考慮される必要があります。ただし、※印2の下のところで書いておりますが、POIが複数個所に設置される場合は、必ずしも各POIまで

の伝送路がそれぞれ冗長化されている必要はございません。

2 ページをお開きください。PSTNと比較したときの課題について紹介します。PSTNにより提供されるハブ機能については、各都道府県単位にPOIが設置されており、地域内で折り返し通信が可能となっております。今後、IP網同士の接続、これは二者間のSIPサーバの連携が前提となることで、全ての事業者が繋がるPOIの場所が今回の事業者間の合意で東京・大阪となりました。東京又は大阪のPOIでの折り返しになりますと、現行の地域内の折り返し通信の場合と比べて、伝送距離が長くなることにより事業者間で何らかのコスト差が生じることは否定できないと、先ほどNTTさんからも説明がありました。

もう1つが、POIの非設置地域でサービス提供する事業者、これは主に地域系事業者さんを想定していますが、結局こういった方々につきましては、事業者間で合意された東京や大阪のPOIと地理的に離れており、故障時の駆けつけに時間がかかるといったPOIビルに設置する通信設備の維持・管理・運用にかかる困難度に差が生じることが課題でございます。

これら2つの課題のうち、折り返し通信については、今後地域系事業者さんが経済合理性・信頼性等の観点から音声呼の疎通が多い全国系事業者さんと地域内の折り返し通信を希望する場合は、接続請求を行い、相手方の事業者さんはPOIの設置場所の追加や張出しPOIの設置について協議を行う必要があるという現行の電気通信事業法の接続応諾義務の基本的な考え方を示させていただきました。

POIビルに設置するルータ等の通信設備の維持・管理・運用につきましては、経済合理性や信頼性等の観点から、他事業者にこれを委ねる選択肢について今後確認することが必要としております。

これに加えて、信頼性の観点からPOIビル及びPOIビルに設置するこのルータ等の通信設備につきまして、信頼性等が十分に確保されるよう維持・管理・運用されることが重要であり、今後技術基準等において担保することを検討すべきではないかという問題提起をさせていただいております。

3 ページをお開きください。3 ページからがPOIまでの伝送路とPOIビルに設置するルータ等に関するコスト負担の考え方です。1つ目のPOIまでの伝送路につきましては、PSTNの伝送路では、これまで自らの責任で設置・管理を行ってきた各事業者さん固有の設備である点に鑑みて、IP網同士の接続が行われるPOIまでの伝送路

を、どのように構築・調達するかは各事業者の選択によることになるとしております。

他方で、先ほど地域系事業者さんからの意見にもありましたように、P O I までの伝送路はP O I 設置地域でサービス提供する事業者とP O I 非設置地域でサービス提供する事業者で、伝送距離の長短による費用の差異が生じるという意見が寄せられております。これも先ほどの意見の紹介ですが、結局こういった費用の差を二者間での事業者間協議に委ねますと、各事業者の事業規模、交渉力の違い等によって、P O I までの伝送路の費用負担の差異による不公平が生じている場合であっても、それが解消できない課題が懸念されております。

4 ページをお開きください。こうした点につきましては、先ほどの事業者間での合意の内容の話になりますが、P O I ビル設置地域でサービス提供する事業者と非設置地域でサービス提供する事業者の伝送路の長短による費用の差異につきましては、事業者間の意識合わせの場に参加している事業者間の共通認識であることが確認されました。このP O I までの伝送路費用につきまして、接続料原価に含めることを採り得ることを前提に、二者間で真摯かつ丁寧に事業者協議を行っていくことが適当ということが事業者間で確認されました。

重要なポイントとして、この二者間の事業者協議にあたっては、電気通信事業法第32条の接続応諾義務の規定の趣旨等に鑑みて、協議における予見可能性を高め、協議の円滑化を図り、電気通信市場における公正競争の促進と利用者利便の増進を図る観点から、総務省の「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等に沿った適切な対応が求められ、総務省においては、今後こうしたP O I の設置に関する事業者協議については先ほど委員の先生方からご指摘がありましたように十分注視していくことが必要であると考えます。

2つ目がP O I ビルに設置するルータ等です。こちらにつきましては、事業者間の意識合わせの場において、P O I ビルにおけるルータ等の共同利用、これは維持・管理・運用等を含むということで、これを今後利用可能とする場合に、これらの費用は共用部分の費用として、一定の合理性が認められる按分方法を用いて費用負担のあり方を検討していくという考え方が示されております。この点につきましては、共用部分の費用について今後事業者間の精算方法のあり方を検討する中で、適切なコストドライバを設定して按分することが必要となるのではないかと、今後の検討における問題意識を示しております。

説明は以上でございます。

- 相田主査　それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、委員の皆様からご質問・ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがですか。
- 内田委員　ありがとうございました。1つまず質問をさせてください。2ページ目の2つ目の丸、「こうした課題に対応するため」の2つ目の項目で「他事業者にこれを委ねる選択肢について確認することが必要」という、「確認することが必要」というこの言い回しの意味が取れなかったのですが、もう少しご説明いただけますか。
- 柳迫料金サービス課課長補佐　これは確認といいますか、結局今後こういうルータをP O Iビルに設置する場合に、自分で維持・管理・運用ができない事業者さんの声をしっかり把握した上で、今後担い手の議論もすることになります。そういった方々に対して、ルータ等の維持・管理・運用を委ねるという選択肢、これを今後検討する必要があるという問題意識として書かせていただいております。
- 内田委員　わかりました。では、これは「確認」のところを「検討」と置きかえてもいいということですか。
- 柳迫料金サービス課課長補佐　はい。
- 相田主査　池田先生、いかがですか。
- 池田委員　私も、内田委員からご指摘があった「確認」は、誰が確認する主体なのかと思いました。また、この資料では電気通信事業法32条が繰り返し出てきていると思います。電気通信事業法32条というのは、要するに、電話サービスは他の事業者さんのネットワークに繋がらないと電話サービスとしての意義やユーザーの利便性を確保できないし、また事業者さんは電話サービスを提供できなくなるという点が重要であり、これが電気通信事業法32条の趣旨であるという理解でよろしいですか。
- 柳迫料金サービス課課長補佐　電話のサービスですので、繋がらないとサービスはできません。基本的には誰もが接続の請求をできまして、接続の相手方というのは一部の例外として電気通信業務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合や、事業者の権益を不当に害するおそれがある場合、その他正当な理由が省令で幾つか書かれていますが、そういった一部の例外を除いては、原則として相手方はこの接続請求に応じてしっかりと協議をしていただくという趣旨でございます。
- 藤野料金サービス課長　どういう接続をするのか、例えばどういうところでP O Iを設定してやるのかというのは、まず接続請求者にこういうようにしたいというイニシア

チブを持たせている趣旨だと思います。それによって、協議が行われ、その協議によって、そこは合理的ではないでしょう、あるいは接続にそもそも応じられませんという事由がありましたら、それは違う考え方でいきたいと思います、そういう考え方なのかと思います。

○相田主査 私から2点ほど。今回コストの話がメインではあったのですが、ペーパーをまとめるとなると、技術的観点から少し気をつけておいたほうがいいと思うのは、1ページが一番下のところです。「信頼性確保の観点から」と書いてあって、事業用電気通信設備以上、これ以上あまり書いてなかったような気がします。同時罹災しないことがメインなので、距離を確保するのはその一部で、たしかにどれかのガイドラインか何か、ハザードマップを参照してというような言葉などが入っていたと思います。この地理的離隔というのは一番の基本ではある一方で、今後いろいろな知見等出てきた場合には、そういったものも考慮していった方がいいのは間違いないので。

またどういう、そういうトラブルを想定するのかにもよってくるかと思います。一番わかりやすいのは地震で、同じプレートの上に乗っているなどということだと思います。昨今ゲリラ豪雨やいろいろなものがあります。とにかく距離を離せばいいというのは一番の基本である一方で、そういういろいろな起こり得る原因に対して、同時罹災ができるだけ避けられるようにというのが一番のあれです。できればそこらへんを少し補ってほしい気がいたします。

それから、同じく2ページ目のところです。最初の小さいほうのポツの1個目です。「事業者間の何らかのコストの差が生じることは否定できない」というコストだけの話になっています。距離が長く伸びると、少なくとも伝送遅延が長くなる。それから、そういう回線途中での障害等の頻度も、もしかしたらあるかもしれないということで、「コスト・品質」と「品質」という言葉を少し補っておいてもいいのかもしれないというように気がいたします。内田先生、いかがですか。

○内田委員 おっしゃるとおりだと思います。

○相田主査 ご検討いただければと思います。

○安東事業政策課調査官 了解いたしました。検討させていただきます。

○相田主査 他にいかがですか。よろしいですか。

ということで、議題として既に用意したものはこれで済んだかと思います。それ以外の点で委員の皆様あるいは関係事業者の皆様から何かございましたら、お願いしたいと

と思いますが、よろしいですか。

それでは、事務局から今後の日程等についてご説明いただけますか。

○影井事業政策課課長補佐 次回のワーキンググループにつきましては、9月27日の火曜日を予定しております。詳細は別途ご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○相田主査 それでは、他にございませんようでしたら、本日の会合はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上